

個人情報保護制度

東京都国民健康保険団体連合会

このパンフレットは、本会における個人情報保護制度の概要をまとめたものです。詳細については、以下のとおりです。

目的

本会が事業を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱いについて必要な事項を定めるとともに、自己情報の開示・訂正・利用停止について申し出する権利を明らかにし、公正で透明な事業運営の推進に資することを目的とした制度です。

個人情報

本会が管理する文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等に記録されたもののほか診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書、介護給付費明細書、給付管理票、療養費支給申請書、医療費支給申請書及び医療費請求書(以下「診療報酬明細書等」という。)に記載された情報のうち特定の個人を識別できるものをいいます。

自己情報

上記の個人情報のうち、自己に関する個人情報で診療報酬明細書等に関する情報を除いたものをいいます。

本会における個人情報の取り扱い

1 保有の制限等

個人情報は、本会規約に規定する事業を遂行するために必要な場合に、利用の目的をできる限り特定して保有します。

2 安全確保の措置

個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止のため、必要な措置を講じます。

3 利用・提供の制限

利用目的以外の目的のために、個人情報を自ら利用したり外部に提供することは、原則として行いません。

4 電子計算組織処理の制限

必要な保護措置を行ったとき以外は、外部の電子計算組織と結合をしません。

役職員の責務

本会の役員・職員は、職務上知りえた個人情報に係る内容を適切に管理し、漏えい・紛失などの事故を防止します。

本会が保有する個人情報についての申し出

本会が保有する自己情報について、開示、訂正及び利用停止(以下、「開示等」という。)の申し出ができます。どなたでも、自己情報の開示等を申し出ることができます。また、本人から委任された代理人でも可能です。

1 開示

開示の申し出の方法

自己情報の開示申し出をされる方は、指定の申出書を本ホームページよりダウンロードし、必要事項をご記入のうえ提出してください。また、電話や口頭での申し出はできません。

開示義務

原則として、自己情報のうち次の情報以外は開示されます。

- ・ 法令等の定めるところにより、開示することができないとされる情報
- ・ 個人の評価、判断、選考等に関する情報で、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがある情報
- ・ 調査、訴訟等に関するものであって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがある情報
- ・ 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがある情報
- ・ 本会以外の機関との間における協議、協力等により作成し、又は取得した自己情報で、開示することにより本会以外の機関との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
- ・ 未成年者の法定代理人による開示申し出がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

開示決定等

開示申し出のあった日から14日以内に書面で通知します。また、開示できないときは、その理由を付して通知します。

なお、情報の内容によって、開示決定期間を60日まで延長することがあります。その場合も通知します。

開示の方法

自己情報の開示は、「情報公開コーナー」で文書等の原本の閲覧、視聴等をしていただきます。原本が閲覧できないときは、その写しにより閲覧等をしていただきます。電磁情報(録音テープ、ビデオテープ等)については、機器が置いてある場

所で行うこともあります。なお、開示の際は、運転免許証、旅券など本人を確認できるものが必要となります。

費用

文書を閲覧したり、録音テープ、ビデオテープ等を視聴したり閲覧したりするときは、無料です。

また、自己情報の写しが必要なおときや郵送を希望するときは、それぞれ実費をいただきます。

(税込)

開示媒体	単価
印刷物	21円 / 枚
F D	105円 / 枚
C D - R	315円 / 枚
M O	420円 / 枚

注意！

レセプトは、本会が保有しているものではないため、開示できません。開示のご請求は、保険者までお願いします。

2 訂正

連合会が保有する自己情報に事実の誤りがある場合は、連合会に対し、自己情報の訂正(追加・削除を含む。)の申し出(以下、「訂正申出」という。)をすることができます。申し出できる人及び方法については、開示申し出に準じます。

連合会は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認める場合は、当該自己情報の訂正を行います。

訂正決定等

申し出のあった日から14日以内に書面で通知します。また、訂正ができないときは、その理由を付して通知します。

なお、情報の内容によって、決定期間を60日まで延長することがあります。その場合も通知します。

3 利用停止

連合会が保有する自己情報が手続きに違反して収集・利用されているときは、連合会に対し、利用停止の申し出(以下、「利用停止申出」という。)をすることができます。

できます。

申し出できる人及び方法については、開示申し出に準じます。

連合会は、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認める場合は、利用の停止(以下、「利用停止」という。)を行います。

利用停止決定等

申し出のあった日から14日以内に書面で通知します。また、訂正及び利用停止できないときは、その理由を付して通知します。

なお、情報の内容によって、決定期間を60日まで延長することがあります。その場合も通知します。

救済の制度

申し出した自己情報が開示、訂正または利用停止できないと決定されたときに、その決定に不服がある場合は、異議の申し出をすることができます。

なお、異議申し出があったときは、東京都国民健康保険団体連合会情報公開及び個人情報保護審査会で審議します。